

医療法人社団愛友会

介護老人保健施設

一心館

入所

<重要事項説明書>

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館のご案内

1. 施設の概要

(1)

- ・施設名 医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館
- ・開設年月日 平成 26 年 12 月 25 日
- ・所在地 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 8113 番地
- ・電話番号 0 4 8 - 7 2 0 - 7 2 1 7
- ・ファックス番号 0 4 8 - 7 2 0 - 7 3 3 8
- ・管理者名 吉 永 圭 吾

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保険施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援することを目的とした施設です。さらに、家庭復帰の場合には、療養環境の調整と退所時の支援もおこないますので、安心して退所いただけます。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

〔医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館の運営方針〕

当施設は、家庭復帰のための中間施設であり、さまざまなサービス提供により、機能回復・維持のためのリハビリを行い、1日も早く自立した家庭での生活ができますようお手伝いすることを目的としております。

(3) 施設の職員体制

	常 勤・非常勤	夜 間	業 務 内 容
・管理者	1 人		従事者の管理、指導及び施設の運営管理
・医師（管理者含む）	1.5 人以上		診療及び、健康管理
・薬剤師	0.5 人以上		薬剤管理と指導
・看護職員	15 人以上	1	健康維持と健康管理、看護
・介護職員	35 人以上	6	日常生活の援助、身辺介護
・支援相談員	2 人以上		相談業務
・理学・作業療法士、言語聴覚士	3.5 人以上		リハビリ
・管理栄養士	1 人以上		栄養管理と栄養指導
・介護支援専門員	2 人以上		ケアプラン作成
・事務職員	実情に応じた数		事務業務
・調理師	実情に応じた数		調理業務

(4) 入所定員等

- ・ 定員 150 名
- ・ 療養室 個室 3 室
3 人室 1 室
4 人室 36 室

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 食事
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ 機能訓練（リハビリテーション、レクリエーション）
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑨ 理美容サービス
- ⑩ 行政手続き代行
- ⑪ その他

※ これらのサービスの中には、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもあります。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関に協力いただき利用者の状態が急変した場合等は、速やかに対応をお願いしています。

(医 科)

- ・ 名 称 医療法人社団 伊奈病院
- ・ 住 所 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 5014-1

(歯 科)

- ・ 名 称 こむろ歯科医院
- ・ 住 所 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室 5491-5
- ・ 名 称 大宮デンタルクリニック（訪問）
- ・ 住 所 埼玉県さいたま市北区東大成町 2-250-3

4. 施設利用にあたっての留意事項

・面会

平日 AM10:00～PM7:00

日曜・祝祭日 AM10:00～PM6:00

※ 以上の時間にて遵守いただくようお願い致します。

※ 感染対策上、ご面会が制限される場合があります。

・外出・外泊

外出・外泊の希望の場合は、各階ステーションに所定の届けを提出してください。

※ 外泊は、入所サービスの目的を考慮し、1ヶ月のうち7泊8日までとします。

・飲酒・喫煙

アルコール類の持ち込みはご遠慮願います。

当施設は全館禁煙ですので喫煙はご遠慮願います。

・設備・備品の利用

入所生活中において必要となる介護用品（車椅子、歩行器、歩行杖等）は、施設でお貸しできるものもありますので、ご相談ください。

・所持品・備品等の持ち込み

①各介護用品（車椅子、シルバーカー等）をお持込になる場合は、他と区別がつきますように氏名等の記入をお願い致します。

②カミソリ、ナイフ等の刃物は持参しないで下さい。

③電気製品等のご使用につきましては、各階ステーションにご相談ください。

・金銭・貴重品・電化製品等の管理

※ 金銭等の持ち込みはされませんようお願い致します。

※ 万一、当施設で紛失・盗難に遭われましても責任は負いません。

・外泊時等の施設外での受診

施設入所期間中の他医療機関での受診、往診は認められておりません。

医療機関での受診が必要な場合は当施設より連絡いたしますので、当施設からの診療情報提供書を持参し受診してください。

・ペットの持ち込み

ペット等の持ち込みはご遠慮ください。

5. 非常防災対策

・防災設備

スプリンクラー設備、消火器、消火栓、防火戸、防火シャッター
自動火災報知設備、非常通報装置、誘導灯、避難階段等

・防災訓練

年2回

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情の相談

当施設には、支援相談の専門員として介護支援専門員及び支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。要望や苦情などは、介護支援専門員及び支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、各階に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレット等も用意してありますので、ご請求ください。

介護保険施設のサービスについて

1. 介護保険証の確認

当施設をご利用いただくに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。また、入所時には、当施設受付にてコピーを取らせていただきます。

2. 介護保険施設サービス

当施設でのサービスは、どのような介護サービスを提供すれば家庭に帰っていただける状態になるかという施設サービス計画に基づいて提供されます。この計画は、利用者にかかわるあらゆる職種の職員の協議によって作成されますが、その際、ご本人・扶養者の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

医療：介護老人保健施設は入院の必要のない程度の要介護者を対象としていますが、医師・看護職員が常勤していますので、ご利用者の毎日の健康管理とともに、ご利用者の状態に照らして適切な医療・看護を行います。

介護：施設サービス計画に基づいて下記の介護を実施します。

着替え、排泄、食事、入浴等の介助、オムツ交換、体位変換、シーツ交換、施設内の移動の付添い等

機能訓練：常勤の理学療法士等の管理のもとに、施設サービス計画に基づいて実施します。

原則として機能訓練室にて行いますが、施設内でのすべての活動が機能訓練のためのリハビリテーション効果を期待したものです。

栄養管理：心身の状態の維持・改善の基礎となる栄養管理サービスを提供します。

3. 生活サービス

当施設入所中も明るく家庭的な雰囲気のもとで生活していただけるよう、常に利用者の立場に立って運営しています。

療養室：

個室 3 室、3 人 1 室、4 人室 36 室

食 事：

朝 食 8 時 0 0 分～ 8 時 4 5 分

昼 食 1 2 時 0 0 分～ 1 2 時 4 5 分

夕 食 1 8 時 0 0 分～ 1 8 時 4 5 分

※ 食事は原則として食堂でおとりいただきます。

入浴：

週に2回以上入浴していただけます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。

理美容：

理美容サービスは、実費をいただきます。

レクリエーション：

当施設では、日々のレクリエーションの他に、種々の行事が行われます。行事によっては別途費用のかかるものもあります。詳しくは、毎月の月間予定表をご覧ください。

4. 他機関・施設との連携

協力医療機関への受診

当施設では、病院に協力いただいておりますので、ご利用者の状態が急変した場合には、速やかに対応をお願いするようにしています。

他施設の紹介：

当施設での対応が困難な状態になった場合や専門的な対応が必要になった場合には、他の施設や医療機関等を紹介します。

5. 緊急時の連絡先

緊急の場合には、最終後記に記入して頂いた緊急連絡先へ連絡します。

6. 相談、要望、苦情等の窓口

(介護支援専門員) ・内田 ・福田 ・高橋

(支援相談員) ・高木 ・澤田 ・糸賀 ・福山

TEL 048 (720) 7217

(伊奈町福祉課介護保険管理係)

TEL 048 (721) 2111

(埼玉県国民健康保険団体連合会介護福祉課苦情対応係)

TEL 048 (824) 2568

(上尾市高齢介護課)

TEL 048 (775) 6473

(桶川市健康福祉部高齢介護課)

TEL 048 (786) 3211

(白岡氏高齢介護課)

TEL 0480 (92) 1111

(蓮田市高齢者福祉課)

TEL 048 (768) 3111

(久喜市高齢者福祉係)

TEL 0480 (22) 1111

個人情報の利用目的

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供するほかの居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔当施設の内部での利用に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供

利 用 者 負 担 説 明 書

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館をご利用される利用者のご負担は、介護保険の給付にかかる**通常1割、2割もしくは3割の自己負担分**と保険給付対象外の費用（居住費、食費、利用者の選択に基づく特別な療養室料及び特別な食費、日常生活で通常必要となるものに係る費用や、理美容代、倶楽部等で使用する材料費、診断書等の文書作成費、要介護認定の申請代行費等）を**利用料**としてお支払いいただく2種類があります。

なお、介護保険の保険給付の対象となっているサービスは、利用を希望されるサービス（入所、短期入所（介護予防短期入所）療養介護、通所（介護予防通所）リハビリテーション、訪問（介護予防訪問）リハビリテーション）毎に異なります。

また、**利用者負担は全国統一料金ではありません**。介護保険給付の自己負担額は、施設の所在する地域（地域加算）や配置している職員の数、また、認知症専門の施設（認知症専門棟加算）で異なりますし、利用料も施設ごとの設定となっております。当施設の利用者負担につきましては、次頁以降をご参照下さい。

介護保険には、大きくわけて、入所をして介護保険を利用する施設サービスと在宅にいて種々のサービスを受ける居宅サービスがありますが、それぞれ利用方法が異なります。

施設サービスを希望される場合は、直接施設にお申込みいただけますが、**短期入所療養介護（予防介護短期入所療養介護）、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）、訪問リハビリテーション（介護予防訪問リハビリテーション）は、居宅サービスであり、原則的に利用に際しては、居宅支援サービス計画（ケアプラン）を作成したあとでなければ、保険給付を受けることができませんので注意が必要です**。また、送迎、入浴といった加算対象のサービスも、居宅支援サービス計画に記載がないと保険給付を受けられませんので、利用を希望される場合は、居宅支援サービス計画に記載されているか、いないかをご確認ください。

居宅支援サービス計画は、利用者ご本人が作成することもできますが、居宅介護支援事業所（居宅支援サービス計画を作成する専門機関）に作成依頼することもできます。

詳しくは、介護老人保健施設一心館の担当者にご相談ください。

(入所の場合の利用者負担額)

(地域区分別単位の単価〈6級地 10.27円〉にて表記してあります)

(負担割合により下記のサービス費が変わる場合がございます)

1 保険給付の自己負担額施設サービス費【強化型】(多床室) / 1日

●要介護1(10割)	8945円(1割)	895円(2割)	1789円(3割)	2684円
●要介護2(10割)	9726円(1割)	973円(2割)	1945円(3割)	2918円
●要介護3(10割)	10414円(1割)	1041円(2割)	2083円(3割)	3124円
●要介護4(10割)	11009円(1割)	1101円(2割)	2202円(3割)	3303円
●要介護5(10割)	11554円(1割)	1155円(2割)	2311円(3割)	3466円

2 施設サービス費(従来型個室) / 1日

●要介護1(10割)	8093円(1割)	809円(2割)	1619円(3割)	2428円
●要介護2(10割)	8863円(1割)	886円(2割)	1773円(3割)	2659円
●要介護3(10割)	9531円(1割)	953円(2割)	1906円(3割)	2859円
●要介護4(10割)	10116円(1割)	1012円(2割)	2023円(3割)	3035円
●要介護5(10割)	10681円(1割)	1068円(2割)	2136円(3割)	3204円

➤ サービス提供体制強化加算(Ⅰ) 【1日】(1割) 23円(2割) 45円(3割) 68円

介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が80%以上の場合。

➤ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 【1日】(1割) 19円(2割) 37円(3割) 56円

介護職員の総数の内、介護福祉士の占める割合が60%以上の場合。

➤ 夜勤職員配置加算 【1日】(1割) 25円(2割) 50円(3割) 74円

入所者数20またはその端数を増すごとに1以上の夜勤介護職員・看護職員を配置し、2人を超えて配置している場合。

➤ 口腔衛生管理加算Ⅰ 【1月】(1割) 93円(2割) 185円(3割) 278円

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に口腔衛生に係る技術的助言及び指導を実施して、歯科衛生士が利用者に対して月2回以上口腔衛生等の管理を行っている場合。

➤ 口腔衛生管理加算Ⅱ 【1月】(1割) 113円(2割) 226円(3割) 339円

口腔衛生管理加算Ⅰの要件に加え、口腔衛生管理に係る計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し活用していること。

➤ 栄養マネジメント強化加算 【1日】(1割) 12円(2割) 23円(3割) 34円

管理栄養士を常勤換算で入所者数70人に対し1人配置し、多職種共同で作成した栄養ケア計画に従い食事の観察を週3回以上行い栄養状態、嗜好等を踏まえ食事の調整を実施の場合。

<介護職員処遇改善について2024年5月31日まで>

➤ 介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の39に相当する金額

介護職員の資質の向上の支援に関する計画を作成する等、厚生労働大臣が定める基準に適合し、利用者に対し介護保険施設サービスを行った場合。

➤ 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ) 算定した単位数の1000分の21に相当する金額

介護職員等の更なる処遇改善として、現行の介護職員処遇改善加算(Ⅰ)～(Ⅱ)を算定しており、職場環境等要件について複数の取組みを行っていて、加算の取組みについて「見える化」を行っている場合に加算する。

➤ 介護職員等ベースアップ等支援加算 算定した単位数の1000分の8に相当する金額

新型コロナウイルス感染症への対応と少子高齢化への対応が重なる最前線において働く介護職員等の処遇改善のため、賃上げ効果が継続される取組を前提に、収入を一定額引き上げるための処置。

<介護職員処遇改善について2024年6月1日より>

- 介護職員処遇改善加算（Ⅰ） 算定した単位数の1000分の75に相当する金額
介護職員の資質の向上の支援に関する計画を作成する等、厚生労働大臣が定める
基準に適合し、利用者に対し介護保険施設サービスを行った場合。
- 初期加算（Ⅰ） 【1日】（1割）61円（2割）123円（3割）184円（入所後30日間に限り
加算）
急性期医療機関の一般病棟への入院後30日以内に退院し入所した場合に、施設入所当初に、施設
での生活に慣れる為に行なう様々な支援に対する評価。
- 初期加算（Ⅱ） 【1日】（1割）31円（2割）62円（3割）93円（入所後30日間に限り加
算）
施設入所当初に、施設での生活に慣れる為に行なう様々な支援に対する評価。
- 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）【1日】（1割）264円（2割）529円（3割）79
4円
入所時及び1ヶ月に1回以上ADL等の評価を行い、その結果を厚生労働省に提出したうえで、
入所日を起算日として3ヶ月以内の期間以内の期間に1週間に概ね3日以上集中的なりハビリ
テーションを行った場合。
- 短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）【1日】（1割）247円（2割）493円（3割）74
0円
入所日を起算日として3ヶ月以内の期間以内の期間に1週間に概ね3日以上集中的なりハビリ
テーションを行った場合。
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）
【1日】（1割）246円（2割）492円（3割）739円
認知症であると医師が判断した入所者が、退所後生活する居宅又は社会福祉施設を訪問し把握し
た生活環境を踏まえたリハビリ計画を作成したうえで、認知症であると医師が判断し入所日を起
算日として3ヶ月以内の期間に集中的なりハビリテーションを行った場合（1週間に3回程度）
- 認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）
【1日】（1割）123円（2割）246円（3割）369円
認知症であると医師が判断し入所日を起算日として3ヶ月以内の期間に
集中的なりハビリテーションを行った場合（1週間に3回程度）
- 認知症チームケア推進加算（Ⅰ） 【1日】（1割）154円（2割）308円（3割）462円
認知症の方に対し、専門の研修及び指導の研修を受けたスタッフを配置し、チームケアを行った場
合。
- 認知症チームケア推進加算（Ⅱ） 【1日】（1割）123円（2割）246円（3割）369円
認知症の方に対し、専門の研修を受けたスタッフを配置し、チームケアを行った場合。
- 外泊時加算 【1日】（1割）372円（2割）744円（3割）1116円
外泊された場合に加算。但し外泊初日及び最終日は加算されません。一月に6日まで。
- 療養食加算 【1食】（1割）7円（2割）13円（3割）19円
医師が発行する食事箋に基づき適切な内容の療養食を提供した場合。
- 経口移行加算 【1日】（1割）29円（2割）58円（3割）87円
経管により食事を摂取している入所者に対して経口による食事に移行する為に支援が
行われた場合。
- 経口維持加算（Ⅰ）【1月】（1割）411円（2割）822円（3割）1233円
経口による食事を実施しているが誤嚥が認められる入所者に対して個別の経口維持計画を立て、
栄養管理を行った場合。

- ▶ 経口維持加算 (Ⅱ) 【1月】 (1割) 103円 (2割) 206円 (3割) 309円

経口維持加算 (Ⅰ) の算定基準が満たされ、入所者の食事の観察及び会議に医師や言語聴覚士が加わった場合。
- ▶ 所定疾患施設療養費 (Ⅰ) 【1日】 (1割) 245円 (2割) 490円 (3割) 736円

肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎または慢性心不全の憎悪に対して、その疾患に対して投薬、検査、注射、処理等を行った場合に算定。
- ▶ 所定疾患施設療養費 (Ⅱ) 【1日】 (1割) 488円 (2割) 976円 (3割) 1464円

医師が感染症対策に関する研修を受講しており、肺炎、尿路感染症、带状疱疹、蜂窩織炎または慢性心不全の憎悪に対して、その疾患に対して投薬、検査、注射、処理等を行った場合に算定。
- ▶ 緊急時治療加算 【1日】 (1割) 525円 (2割) 1050円 (3割) 1575円

病状が重篤となり、救急医療が必要となった場合に緊急的な治療管理として投薬・検査・注射・処置等を行った場合に算定。
- ▶ ターミナルケア加算 【1日】

死亡日45日～31日 (1割) 73円 (2割) 147円 (3割) 221円

死亡日30日～4日前 (1割) 164円 (2割) 328円 (3割) 492円

死亡日前々日・前日 (1割) 934円 (2割) 1869円 (3割) 2803円

死亡日 (1割) 1951円 (2割) 3902円 (3割) 5853円

看取りの指針を定め、利用者・家族に説明し同意を得たうえで、介護老人保健施設としての看取りへの対応を評価するもの。
- ▶ 地域連携診療計画情報提供加算 【1回】 (1割) 309円 (2割) 617円 (3割) 925円

保険医療機関を退院した利用者に対し、診療計画に基づき利用者の治療などを行い医療機関に診療情報を提供した場合。
- ▶ 入所前後訪問指導加算 (Ⅰ) 【1回】 (1割) 463円 (2割) 925円 (3割) 1387円

(Ⅱ) 【1回】 (1割) 493円 (2割) 986円 (3割) 1479円

入所期間が1ヶ月を超えると見込まれる場合に入所予定日の前30日以内または入所後7日以内に入所者の居宅を訪問し、退所を目的とした施設サービスの策定及び退所後の生活に係る支援計画を策定した場合。
- ▶ 退所時、必要に応じ指導等を行った場合は、下記の料金が加算されます。

 - ✓ 退所時情報提供加算 (Ⅰ) 【1回】 (1割) 514円 (2割) 1027円 (3割) 1541円

退所後の主治医に対して診療状況を示す文章を添え情報提供を行った場合。
 - ✓ 退所時情報提供加算 (Ⅱ) 【1回】 (1割) 256円 (2割) 513円 (3割) 770円

退所後の医療機関に対して診療状況を示す文章を添え情報提供を行った場合。
 - ✓ 試行的退所時指導加算 【1回】 (1割) 411円 (2割) 822円 (3割) 1233円

退所時に入所者とその家族に退所後の療養上の指導を行った場合。
 - ✓ 入退所前連携加算 (Ⅰ) 【1回】 (1割) 617円 (2割) 1233円 (3割) 1849円

イ. 入所予定日前30日以内または入所後30日以内に、入所者が退所後に利用する居宅介護支援事業者と連携し、入所者の同意を得て、退所後の居宅サービス等の利用方針を定めること。

ロ. 入所者の入所期間が1ヶ月を超え、退所し、居宅サービス等を利用する場合、退所する前に居宅介護支援事業所に文書を添えて情報提供をした場合。
 - ✓ 入退所前連携加算 (Ⅱ) 【1回】 (1割) 411円 (2割) 822円 (3割) 1233円

ロ. 入所者の入所期間が1ヶ月を超え、退所し、居宅サービス等を利用する場合、退所する前に居宅介護支援事業所に文書を添えて情報提供をした場合。

✓ 訪問看護指示加算 【1回】（1割）309円（2割）617円（3割）925円

退所時に施設の医師が訪問看護指示書を交付した場合。

▶ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）イ【1回】（1割）143円（2割）287円（3割）431円
6種類以上の内服薬処方に対して、入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合。

▶ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅰ）ロ【1回】（1割）71円（2割）143円（3割）215円
6種類以上の内服薬処方に対して、施設において薬剤を評価・調整した場合。

▶ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅱ）【1回】（1割）246円（2割）492円（3割）739円
服薬情報を厚生労働省に提出していること。

▶ かかりつけ医連携薬剤調整加算（Ⅲ）【1回】（1割）102円（2割）205円（3割）308円
退所時に1種類以上減薬していること。

▶ 排泄支援加算（Ⅰ） 【1月】（1割）11円（2割）23円（3割）31円

イ．排泄に介護を要する入所者ごとに、医師または医師と連携した看護師が入所時に評価するとともに、6月に1回評価を行い、結果を厚生労働省に提出して支援を行っていること。

ロ．評価の結果をもとに、要介護状態の軽減が見込まれる者に、多職種が共同して支援計画を作成し支援を継続していること。

ハ．イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに支援計画を見直していること。

▶ 排泄支援加算（Ⅱ） 【1月】（1割）16円（2割）31円（3割）47円

排泄支援加算（Ⅰ）の要件を満たし、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善するまたは、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

または、尿道カテーテルが抜去されたこと。

▶ 排泄支援加算（Ⅲ） 【1月】（1割）21円（2割）41円（3割）62円

排泄支援加算（Ⅰ）の要件を満たし、排尿・排便の状態が少なくとも一方が改善する、または尿道カテーテルが抜去されたこと。

かつ、おむつ使用ありから使用なしに改善していること。

▶ 褥瘡マネジメント加算（Ⅰ） 【1月】（1割）3円（2割）6円（3割）9円

イ．入所者ごとに褥瘡の発生リスクを入所時に評価し、少なくとも3月に1回評価して、その結果を厚生労働省に提出して情報を活用している。

ロ．イの評価の結果、褥瘡が発生するリスクがある入所者ごとに、多職種が共同して、褥瘡ケア計画を作成している。

ハ．入所者ごとの褥瘡ケア計画に従い、管理の内容や入所者の状態を定期的に記録している。

ニ．イの評価に基づき、少なくとも3月に1回、入所者ごとに褥瘡ケア計画を見直している。

▶ 褥瘡マネジメント加算（Ⅱ） 【1月】（1割）14円（2割）27円（3割）40円

褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）の要件を満たし、発生リスクある入所者に褥瘡の発生がないこと、または褥瘡の認められた入所者について褥瘡が治癒したこと。

▶ 再入所時栄養連携加算 【1回】（1割）206円（2割）411円（3割）617円

介護保険施設の入所者が医療機関に入院し、経管栄養又は嚥下調整食の新規導入など、施設入所時とは大きく異なる栄養管理が必要となった場合について、

介護保険施設の管理栄養士が当該医療機関の管理栄養士と連携して、再入所後の栄養管理に関する調整を行った場合。

▶ 退所時栄養情報連携加算 【1回】（1割）71円（2割）143円（3割）215円

管理栄養士が、退所先の医療機関等に対して、当該者の栄養管理に関する情報を提供すること。

▶ リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅰ）【1月】（1割）54円（2割）108円（3割）163円

リハビリ・口腔・栄養の状態について多職種で共有し、かつ、リハビリテーションマネジメント計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を有効的に活用していること。

- リハビリテーションマネジメント計画書情報加算（Ⅱ）【1月】（1割）34円（2割）68円（3割）102円
リハビリテーションマネジメント計画書の内容を厚生労働省に提出し、その情報を有効的に活用していること。
- 自立支援推進加算 【1月】（1割）309円（2割）617円（3割）925円
継続的に入所者ごとの自立支援を行った場合。
- 科学的介護推進体制加算（Ⅰ）【1月】（1割）41円（2割）82円（3割）123円
- 科学的介護推進体制加算（Ⅱ）【1月】（1割）62円（2割）124円（3割）185円
科学的介護情報システムに登録をし、定期的に厚生労働省に情報提供をして、厚生労働省からの結果を取得して、サービスの質向上に取り組んでいること。
- 安全対策体制加算 【入所時1回】（1割）21円（2割）41円（3割）62円
外部の研修を受けた担当者を配置し、安全対策部門を設置して、組織的に体制が整備されている。
- 在宅復帰在宅療養支援加算Ⅱ 【1日】（1割）48円（2割）96円（3割）144円
厚生労働省の定めた在宅復帰の条件をクリアしていること。
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅰ）【1月】（1割）10円（2割）20円（3割）30円
- 高齢者施設等感染対策向上加算（Ⅱ）【1月】（1割）5円（2割）10円（3割）15円
感染症対応を行う協定締結医療機関との連携体制をとり、感染対策に取り組むことを評価するもの。
- 生産性向上推進体制加算（Ⅰ）【1月】（1割）102円（2割）205円（3割）308円
- 生産性向上推進体制加算（Ⅱ）【1月】（1割）10円（2割）20円（3割）30円
見守り機器等のテクノロジーを活用し、介護現場における業務改善を継続的に行うことを評価するもの。
- 協力医療機関連携加算 【1月】
一定の要件を満たす医療機関との連携
令和6年度（1割）102円（2割）205円（3割）308円
令和7年度～（1割）51円（2割）102円（3割）154円
それ以外の医療機関との連携
（1割）5円（2割）10円（3割）15円

2 利用料

- ① 食費（1日当たり） 1,800円
（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
- ② 居住費（療養室の利用費）（1日当たり）
・従来型個室 1,690円
・多床室 550円
（ただし、居住費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている居住費の負担限度額が1日にお支払いいただく居住費の上限となります。）
※上記①「食費」及び②「居住費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、《別添資料1》をご覧ください。
- ③ 日常生活品費／1日 210円
石鹸、シャンプー、フェイスタオル、バスタオルやおしぼり等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払いいただきます
- ④ 教養娯楽費／1日 210円
倶楽部やレクリエーションで使用する、折り紙、裁縫等の材料や風船等遊具、材料費等の費用であり、施設で用意するものをご利用いただく場合にお支払頂きます。
- ⑤ 理美容代／1回 3,000円
理美容を、ご利用の場合にお支払頂きます。
- ⑥ 健康管理費
実費、又は一部負担若しくは公費負担インフルエンザ予防接種に係る費用でインフルエンザ予防接種を希望された場合にお支払頂きます。
- ⑦ 電化製品持込使用費／1日（1台につき） 50円
特別な事情等で当施設が了承し、電化製品をお持ち込みいただいた場合にお支払頂きます。
- ⑧ 行事費 （その都度実費をいただきます。）
小旅行や観劇等の費用や講師を招いて実施する教室の費用で、参加された場合にお支払頂きます。
- ⑨ その他費用 （その都度実費をいただきます。）
利用者の個人的に使用する機器、機材、嗜好品等は、原則として持ち込みとなりますが、施設側と家族の話し合い等協議の結果、施設側で用意した場合にお支払い頂きます。

「国が定める利用者負担限度額段階（第1から3段階）」

に該当する利用者等の負担額

- 利用者負担は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、国が定める第1～第3段階の利用者には負担軽減策が設けられています。
- 利用者が「利用者負担」のどの段階に該当するかは市町村が決定します。第1～第3段階の認定を受けるには、利用者ご本人（あるいは代理人の方）が、ご本人の住所地の市町村に申請し、市町村より「介護保険負担限度額認定証」を受ける必要があります。この利用者負担段階について介護老人保健施設が判断・決定することはできません。また、「認定証」の提示がないと、いったん「第4段階」の利用料をお支払いただくこととなります。（「認定証」発行後、過払い分が「償還払い」される場合があります）
- 利用者負担第1・第2・第3段階に該当する利用者、次のような方です。

★ 制度対象者と利用者負担段階（変更は下線部）

利用者負担段階	対象者		
第1段階	生活保護受給者		
第2段階	世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が 市民税非課税	本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 80 万円以下	かつ、預貯金等の合計が <u>650 万円</u> (夫婦は <u>1650 万円以下</u>)
第3段階①		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 <u>80 万円超 120 万円以下</u>	かつ、預貯金等の合計が <u>550 万円</u> (夫婦は <u>1550 万円以下</u>)
第3段階②		本人の年金収入額＋その他の合計所得金額が年額 <u>120 万円超</u>	かつ、預貯金等の合計が <u>500 万円</u> (夫婦は <u>1500 万円以下</u>)

※年金収入額には老齢年金などの課税年金だけではなく、非課税年金（遺族年金、障害年金）も含む。

※その他の合計所得金額は、譲渡所得にかかる特別控除を除く。

※令和3年度よりその他の所得金額に給与所得が含まれている場合には、所得金額調整控除適用前の給与所得から10万円を控除した後の金額を用いる。

※65歳未満の人は、収入等に関係なく、預貯金等の合計は1000万円（夫婦は2,000万円）以下。

食費の費用負担額について

- ・施設入所時と短期入所（ショートステイ）利用時では食費の負担額が変わります。

○一日あたりの負担限度額

利用者負担段階	食費	居住費（滞在費）					
		多床室 (特養等)	多床室 (老健、療養等)	従来型個室 (特養等)	従来型個室 (老健、療養等)	ユニット型 個室の多床室	ユニット型 個室
第1段階	300円	0円	0円	320円	490円	490円	820円
第2段階	390円	370円	370円	420円	490円	490円	820円
第3段階①	650円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円
第3段階②	1,360円	370円	370円	820円	1,310円	1,310円	1,310円

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館の入所利用同意書

及びサービス提供に伴う利用者負担にかかる同意書

医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館の入所サービスを利用するにあたり、医療法人社団愛友会 介護老人保健施設一心館重要事項説明書の内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意し、また利用者負担に関しても担当者による説明を受け、医療法人社団愛友会介護老人保健施設一心館のサービスを利用した場合に、これらの対価として施設の定める料金を支払うことにも同意し重要事項説明書の交付を受けました。

上記の重要事項説明書を証するため、本書を2通作成し、利用者・事業所が署名の上、1通ずつ保有するものとする。

締 結 日

令和 年 月 日

< 事 業 者 >

住所 埼玉県上尾市柏座一丁目10番10号

法人 医療法人社団愛友会

代表 理事長 中村 康彦

< 事 業 所 >

住所 埼玉県北足立郡伊奈町大字小室8113番地

名称 介護老人保健施設一心館

施設長 吉永 圭吾

< 説 明 者 >

氏名

< ご 利 用 者 >

住所

氏名

< 連 帯 保 証 人 >

住所

氏名

< 緊急連絡先① >

住所 (TEL)

氏名 (続柄)

< 緊急連絡先② >

住所 (TEL)

氏名 (続柄)